

# ミルトンの離婚論

——法思想史におけるその位置づけ——

稲福日出夫

はじめに

- 一 「散文時代」の背景
  - 二 「離婚論」の論理
  - 三 「離婚論」執筆の動機と反響
- おわりに

はじめに

周知のように、西欧諸国の離婚法はキリスト教的婚姻観の影響のもとで発展して、これまでかなり厳格な離婚制度を採用していた。あらゆる社会制度のなかで家族、ことにその中核たる婚姻に対して深い関心を寄せていたイエスは、当時のユダヤ社会で家夫長的な専権的離婚が行われていた事態を憂慮して、「二人は一体となる」というすでに創世記に示されていた思想を強調した。こうした夫婦一体主義が、パウロによってさらに展開され、ローマ教会の確立によって固定されていった。そして最終的に「婚姻非解消主義」を理論づけたのが、婚姻 sacrament 論であり、さら

にこの教義を単に宗教上のモラルとしてだけでなく人々の実生活上の規範とし、その実行手段を確保するため婚姻にかんして教会裁判所が専属管轄権をもつようになる。<sup>(1)</sup>

こうした中世カソリックの婚姻観に対して近代的婚姻法理論はどのようにして生まれてきたのであろうか。もちろん近代婚姻法理論の確立に果たした啓蒙期自然法思想の役割は決定的であった。啓蒙期自然法論に固有の契約理論をもって婚姻を定義づけた有名なカントの婚姻論やフランスの一七九一年憲法の「法律は婚姻を市民的契約としてのみ考える」といった精神が、現在に続く個人主義的近代契約婚姻理論の基であろう。しかし同時に、婚姻を教会の後見から解放して還俗化するに至った過程で宗教改革の果たした役割もまたそれに劣らず重要である。<sup>(2)</sup> ルターは、婚姻は世俗の事柄であると述べ、伝統的理論に攻撃を加えていった。<sup>(3)</sup> こうしたルターやカルヴァンの婚姻観の研究自体さらには近代的離婚法の形成過程での宗教改革者の思想と啓蒙期のそれとの比較研究が必要となってくる。

この小稿では、こうしたアプローチへの第一歩として一七世紀イギリスのピューリタン詩人ジョン・ミルトンを取り上げ、彼の婚姻観・離婚観の検討を通して近代的離婚論の系譜を辿り、そしてそこから、現代の夫婦・家族をめぐる様々な法現象を探る一つの糸口を手繰ってみたい。

(1) 中世教会法における二大原則つまり婚姻の絶対的非解消性および婚姻事件にかんする教会の専属管轄権と、婚姻に対する秘蹟性付与との関係については、穂積重遠「クリスト教の婚姻非解消主義」同『離婚制度の研究』（改造社、一九二四年）所収、二二三ページ以下、栗生武夫『婚姻立法における二主義の抗争』（弘文堂書房、一九二八年）、同『婚姻法の近代化』（弘文堂書房、一九三〇年）、福地陽子「カトリック教婚姻非解消主義の生成と発展」（『法と政治』七巻四号）参照。

(2) 離婚法史に占める宗教改革の位置について、栗生武夫「離婚原因の拡大史」同『法の変動』（岩波書店、一九三七年）所収、三二三ページ以下、が大変参考になる。

(3) 「妻をめとる男はだれでも、何か神の恵みを受けるといふようなことは《聖書の》どこにもない。結婚には神によって設定されたしるしさえもない。」ルター、岸千年訳『教会のバビロン虜囚について』（聖文舎、一九七一年）、一四七ページ。  
なおルターの婚姻観・離婚観については、石部雅亮「マルチン・ルターの離婚論」（『法制史研究』一一卷）参照。

## 一 「散文時代」の背景

ジョン・ミルトン (John Milton, 1608-1674)<sup>(1)</sup> の思想は、詩作活動に表れているだけではない。たとえば、思想・表現の自由、言論・出版の自由の古典ともいわれる『アレオパジチカ』(Areopagitica) や為政者の失政に対する責任追求の権利が国民にあることを主張し、国王裁判・チャールズ一世処刑の正当性を唱えた『為政者在位論』(The Tenure of Kings and Magistrates) が示すように、『失樂園』の詩人の感性は、また、彼の生きた時代の思潮を鋭く捉え、歴史の動きに深くかかわりつつ形成されていった。一六三九年夏、大陸を旅行中であったミルトンはイギリス国内の情勢が緊迫してくると旅行を中断してきゅうきょ祖国へ戻る。以後彼がイギリスの政治状況に直接コミットするようになる二〇年間、いわゆる彼の「散文時代」は、四〇年の「長期議会」召集から六〇年の「王政復古」に至るピューリタン革命の全過程と重なりあう。ミルトンは、ある意味でピューリタン革命と生涯を共にし、その革命の精神を一身に体現した思想家でもあった。近代法思想史を探る上で、彼の散文が注目を集める理由はそこにある。ところで、ミルトンの散文時代といっても、彼の論じた内容は、革命の過程を反映して多岐にわたっている。当時の彼の問題関心を探るにあたって、ミルトン自身の次の記述が参考になるであろう。

「大勢の攻撃者に対して主教達 (the Bishops) がもはや抵抗できなくなった時、私は他の問題、すなわち真正にし

て実質的な自由を促進するにはどうしたらよいのか、という問題を考える時間の余裕ができた。……幸福な社会生活を送るにあたって不可欠の三種類の自由があることを、私は了解した。すなわち、宗教的自由、家庭的自由、そして市民の自由である。第一番目の自由については、私はすでに書いた。そして第三番目の自由については、行政長官達がこれを達成しようと大いに骨折っていた。それで私は、第二番目の、つまり家庭的自由に関心を向ける決心をした。<sup>(2)</sup>」

それによると、ミルトンが一連の論争文書をつぎつぎと発表していったこの二〇年間は、その執筆意図・対象によって、大きく三期に分けられることがわかる。第一は、一六四一年から翌年にかけて「宗教的自由」を主たるテーマにしていた時期、第二は、四三年から四五年にかけて「家庭的自由」の問題を精力的に論じていた時期、そして第三に、四九年チャールズ一世が処刑された後、ミルトンが革命政府の外国語秘書官 (Secretary for Foreign Tongues to Council of State) に就任して以降、「市民的自由」あるいは「政治的自由」を中心に論陣を張った時期、である。この小稿は、彼の「家庭的自由」の紹介・検討を直接の対象とするが、その前にここで彼の主張する「宗教的自由」の内容に若干触れておきたい。<sup>(3)</sup>

ミルトンは、彼の最初の論争文である『イングランド宗教改革論』の冒頭で、「この頃になってやっと到来した驚異に価いする喜ぶべき教会改革のことを熟考すべき時期<sup>(4)</sup>」がきた、と述べる。周知のように、イギリスにおける宗教改革は、ヘンリー八世による英国教会のローマ教会からの離反、さらに、いわゆる「エリザベス体制の確立」によってもたらされた。が、聖俗の緊密化が過度に企てられると、教会への不満と政治への不満とが重なりあう。ミルトンによれば、教皇とヘンリー八世との反目は「国家の支配権にかんすることであり、宗教上の欠陥にかんする事柄とは

いえなかった」のである。続いて、「教皇を非難はしたが、なお教皇統治に固執し……教皇のやり方にも劣らぬほどの迫害をプロテスタントに加えた」主教達の「怠慢」が問題とされなければならず、<sup>(5)</sup>こうして墮落した国教会は「神の聖意を仲介すべき要職を世俗的な要職に代えてしまった」主教制度によって維持されている、<sup>(6)</sup>と指摘する。要するに、その頃の彼の一連の宗教論文の内容は、長老派 (Presbyterianism) の立場から主教制度に批判を加える、というものである。ところで、ピューリタン革命の政治過程において、この時期は「ピューリタン各派が反国教会の旗の下に、長老派と結び、あるいは少なくとも長老派からの分派活動を示さなかった時期で、いわば長老派の黄金時代であった」<sup>(7)</sup>のであり、ミルトンも、さしあたり当時の改革派の最大公約数の線で論陣を張っていたのであった。

ところが、一六四三年にミルトンの「離婚論」が公刊されると、彼はかつての盟友長老派から厳しい非難を浴びることになる。もともと、ピューリタンのなかでも規律と統制を重んじるカルヴァン主義の影響がとくに強い長老派にとってみれば、以下で紹介するようなミルトンの主張は、とうてい容認できるものではなかった。一方、ミルトンの側にしてみれば、宗教改革を共に進めてきた長老派からの反駁は思いもよらなかったであろう。

では、ミルトンを決定的に長老派と分かつ契機となった「離婚論」で彼はどのような主張をしたのであろうか。

(1) ミルトンの経歴について A. L. Rowse, *Milton the Puritan, Portrait of a Mind* (London, 1977). 原田純訳・編『イギリス革命の理念——ミルトン論文集——』(小学館、一九七六年)所収の「試論ミルトンとイギリス革命」、同「変革運動としての信仰形態——ジョン・ミルトン初期の場合——」(「未来」九〇—九三号)参照。

(2) *Pro Populo Anglicano Defensio Secunda* (The Second Defence of the English People, 1654), trans. by Robert Fellows, in *Milton's Prose Writings* (Everyman's Library, London, 1958), p. 345.

(3) というのも、ミルトンの離婚論がもたらした反響を考えるにあたって彼の宗教論争を背景として押さえておく必要がある。

る、と思われるからである。その点につき、たとえばリックワードは、ミルトンにとって「社会的、政治的および法制的、文化的小よび倫理的『改革』が、教会の改革から生じ、そして新しい社会秩序の基礎を築くものと思われた。……われわれは、ミルトンが自分自身をたんなる詩人ではなくて、この決定的な過程に意識的に参加するものとみなしていたということ<sup>(1)</sup>を想い浮べる場合にのみ、彼を理解するようになるだろう」と述べている。エジェル・リックワード「革命的知識人ミルトン」クリストファ・ヒル編、田村秀夫訳『イギリス革命——一六四〇年——』（創文社、一九五六年）所収、一一九—一二〇ページ参照。

(4) *Of Reformation in England, 1641, in Complete Prose Works, I, p. 519.* 原田・新井・田中訳『イングランド宗教改革論』（未来社、一九七六年）、七ページ。

(5) Cf., *ibid.*, pp. 528, 529. 同訳書、一五—一六ページ参照。

(6) Cf., *ibid.*, p. 538. 同訳書、二二ページ参照。なお、ピューリタンという言葉は、ときにあいまいな表現であるが、その定義につき、八代崇『イギリス宗教改革史研究』（創文社、一九七九年）、一八六ページ以下、浜林正夫『増補版イギリス市民革命史』（未来社、一九七一年）、五二—五三ページ以下参照。

(7) それゆえ「かれがスコットランドのモデルに忠実な長老制をねがう、筋金入りの改革主義者であったかどうかは、にわかには断じがたいところである」といわれている。新井明「ミルトンと一六四四年——再説」一七世紀英文学研究会編『アングリカニズムとピューリタニズム』（金星堂、一九七九年）所収、六七—六八ページ参照。

## 二 「離婚論」の論理

ミルトンは『離婚の教義と規律』の冒頭で、このパンフレットの目的は、姦通以外の離婚の諸理由がモーセ法によって承認されており、またイエスの言葉はこれとなら矛盾していないことを証明することにある、と述べる。<sup>(1)</sup>ピューリタン詩人ミルトンが自己の離婚論を展開するにあたって、聖書解釈に基礎を置くのは当然であろう。聖書への直接の接触がエネルギーの解放を促し、既成の教義に対する新しい批判精神を生んでいく。それが宗教改革の時代的特

性であった。彼は自説を根拠づけるにあたって、先ず「申命記」にあらわれるモーゼの教えに注目する。<sup>(2)</sup>ところが、同じテーマについて「マタイ伝」の中でイエスはモーゼの言葉と一見相反した教えを説いており、それが、教会法の「夫婦一体主義」「婚姻非解消主義」の基礎をなしていた。ミルトンが自説を正当化するためには、いきおい、この両者の間に矛盾のないことを論証しなければならない。

そこで彼は、「いかなる契約といえども、たとえそれが神の合わせたいかに厳粛な契約にせよ、契約そのものの目的、ならびに契約当事者の目的に反して強制することはできない<sup>(4)</sup>」という前提から出発する。つまりミルトンは、いわば婚姻の本質論を提起し、そこから、その論理的帰結として、自己の離婚論を展開しようというのである。では一体、婚姻の第一目的とは何か。彼は、「人独なるは善らず我彼に適ふ助者を彼のために造らん」という「創世記」に記されたエホバ神の言葉を引き合いに出して、こう語る。

「もし神が人に禁じたあの孤独を取除く助け手に自分の妻がならないばかりか、逆に孤独を増す助けとなる性格である場合、そうした女性との婚姻は、もっとも誠実な目的が欠けることになるがゆえに、なんら婚姻したことはならない。<sup>(5)</sup>」

婚姻とは、孤独な生活に対して人を慰め生きる力を与えるものであり、夫婦間の相愛関係・幸福な交わり (happy conversation) こそ婚姻の「もっとも主要かつ高貴な目的」である。それゆえ、「神は生殖の目的についてはあとになって言及し、それは必要性においてはともかく、婚姻の尊厳さにおいては二次的なものに過ぎないとした<sup>(6)</sup>」と、ミルトンは考える。それが、離婚の論理が出される布石である。<sup>(7)</sup>

さて、ミルトンによれば、モーゼの説く「恥べき所」とは、要するに精神であれ身体であれ、どうにもならない不

一致不適應のため相愛關係が保てないことを指しているのであり、こうした「生まれつきの性質 (natural quality)」は、それ自体は悪でなく、また変えようがない<sup>(8)</sup>。それゆえ、こうした不一致が見出されたならば、相愛關係を保つという義務が果たしえないのであるから婚姻は解消されるべきである、と解釈される。他方、イエスが禁じているのは、こうした生得的・永続的な不和を原因とする離婚ではなく、偶発的・一時的な「改善や和解がなされうる余地のある」理由での離婚であり、その唯一の例外として姦淫——というのも、それは別段永続的なものではなく偶発的なものであり、和解可能かもしれない——をも離婚の正当原因とした。つまり、モーゼとイエスはなんら異なったことを説いているのではなく、一見そう思えるのは、「マタイ伝」中のイエスの言明は、パリサイ人に試されたイエスが彼らの放縦をいましめる意図でもっての発言であり、モーゼの律法を伝える必要がないと判断してのことであって、それを否定するものではなかった<sup>(9)</sup>、とミルトンは考える。さらに彼によれば、「一体となる」と説くイエスの真の意図は、両親や友人からも離れることのできるまでに二人の魂の結合がなされるという意味であり、この場合、父母のもとを離れることも両親に対して不孝とはならないことを証明するものである、という。では、「神の合せ給ひし者」とはどういう意味であろうか。ミルトンはこう答える——それは、友人たちが同意することでも教会儀式が終わったことでもなく、まして肉体経験をしたあとでもなく、それは「二人の心が相応じ合い、相手の慰めと愛のために、神が婚姻を最初に制定したとき意図し約束した『我彼に適ふ助者を彼のために造らん』の言葉通りに、相愛の關係が維持されるとき」である<sup>(10)</sup>。というのも、神が意図し約束したところ神が結んだものである、と考えられるからである<sup>(11)</sup>。

要するに、ミルトン離婚論の論旨は、身体的結合の不能あるいは姦通が婚姻解消の最大の原因として教会法上で認



められているのであれば、精神的結合の不能は、より以上に離婚の正当化原因とならないはずはなく、実際またこうした場合、聖書のなかでもモーゼ以来一貫してその正当性が認められていた、というものである。

「夫婦間の主要な恵みである慰めと平安 (solace and peace) を妨げ、また常にその恐れとなるが、生まれながらの気質・性格のため変えることができない原因から生ずる心の不整合、不適合あるいは不一致は、肉体上の欠陥より以上に離婚の大きな理由になる。」<sup>(12)</sup>

こうしてミルトンにとって、独身生活であれば孤独のうちにも期待や希望があるのに対して、期待を裏切った婚姻は失望と苦悩の重圧下でいたずらに人生が消耗されるという点で、婚姻非解消主義の教義は「婚姻を禁ずる悪魔の教えと本質的にはなんら変わらない」と捉えられる。<sup>(13)</sup>ところで、当時の教会の説教者達は、幸福な家庭を築く前提として、婚姻前の慎重な配偶者選択については様々な助言を与えるが、選択を誤った場合については何も語らず、ただ神に祈るだけである。<sup>(14)</sup>それに対してミルトンは、「放蕩生活をした人々は、鉄面皮にも事柄に通じているがゆえに相手をうまくみつけることができ」<sup>(15)</sup> 選び損なうことはないであろうが、青年時代を謹厳に過ごした人ほどこうした事柄に不馴れであり「乙女のはにかみの沈黙が、実は婚姻の相愛関係に合わない愚鈍さと生来の怠惰を全部隠している」<sup>(15)</sup> ことに気付かず急いで婚姻してしまうものだ、と反論を加える。

さらに、ミルトンによれば、不幸な婚姻の継続は生命を縮めたり、またはその危険を招くこともありうるが、神は、生命の維持やあるいは家庭の愛と平和を「強制的な婚姻維持以上に重視している」のである。つまり神は、人間の利益のために婚姻を創設したのであって、幸福の追求というその目的が達せられない場合、婚姻を解消することが神の意思に反するはずがない。「孤独は愛を懐妊、出産することができない」のであるから、離婚をしようとする人は、

婚姻に高い名誉を与えこそすれ決してそれを汚すものではない、とミルトンは主張する。こうして婚姻が、子の出産や情欲の救済のための制度ではなく、第一次的には慰めと平安を目的とする夫婦各自の幸福達成のための手段であると捉えられることによって、幸福を求める各自の人生こそ最優先されることになる。

離婚が認められるべき理由をこのように示した後、ミルトンはさらに離婚手続きの問題に論を進めていく。夫婦間の不和については性質上説明不可能な側面があり、こうした事柄は裁判にもっともなじまないものであろう。それゆえ彼によれば、神は、元来「離婚の裁決権を一家の主人の権利としていた」のであり、こうした問題について「勝手にあばいたり処理したりする権利」を裁判所に認めていなかった。<sup>(16)</sup>

「人間の内にあって変更不可能な性向に司法権力を介入させること、愛と共感に命令を下すこと、自然のままの人間が持っている汚れない本性が嫌悪するものに対して嫌悪を禁ずることは、法が行うべき権限ではない。」<sup>(17)</sup>

つまり、姦通と異なり心の不適合 (unfitness of mind) による離婚問題は、外的に挙証されうる性質のものではなく、結局ミルトンにとって、それは、愛の主権者である当事者の「良心の自由」の問題となる。それゆえ、離婚の選択そのものは司法権の干渉しえない領域であり、法に期待される役目は、相手方配偶者が一方的な不利益を被ることのないよう「離婚の正当にして公正な条件を定める」ことだけである。彼は、法の審判がどんなに差し出がましく、無力でありかつ有害であるかを主張した後、<sup>(18)</sup>最後に「神の戒律 (Commandments) はすべてを愛 (charity) の足もとに委ねたのである」と結ぶ。<sup>(19)</sup>

(1) Cf., *The Doctrine and Discipline of Divorce*, 2ed., 1644, in *Complete Prose Works*, II, p. 239. 原田純訳・編、前掲『イギリス革命の理念』二九ページ。

- (2) 「人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離縁状を書てこれが手に交しこれをその家より出すべし」「申命記」二四章一一二節。なお、聖書からの引用は、『旧新約聖書』(日本聖書協会、一九七一年)に依る。
- (3) 「人を造り給ひしもの、元始より之を男と女とに造り、而して、『斯る故に人は父母を離れ、その妻に合ひて、二人のもの一体となるべし』……然れば、はや二人にはあらず、一体なり。この故に神の合せ給ひし者は人これを離すべからず」「マタイ伝」一九章三一六節。
- (4) *Complete Prose Works*, II, p. 245. 同訳書、三四ページ。
- (5) *Ibid.*, p. 247. 同訳書、三六ページ。
- (6) *Ibid.*, p. 235. あるいはまた、「婚姻とは強制的な同棲や心にもない義務の履行にその存在理由を置くものではなく、誠実な愛と平安に存在理由を置く契約である」という。*Ibid.*, p. 254. 同訳書、二六、二七、四三ページ。
- (7) こうして、ミルトンによって一貫して主張される「幸福な相愛関係・楽しい語らい(happy conversation)」は、その後『失樂園』のなかにも見出すことができる。食事を終えた二人が床に就くまでの一時を楽しい語らいで過ごす場面で、イヴはアダムに「あなたと話し合っていると、すべてが楽しく、すべての時間も、一日のすべての時刻も、その移り変わりも、忘れてしまいます」と語る。平井正穂訳『失樂園(上)』(岩波文庫、一九八一年)、一九六ページ。この一節はまた、「おそらく、『樂園喪失』全編を通じて、もっとも、情詩的な一節でしょう」ともいわれている。御興員三『神と悪魔との間で』(あほろん社、一九七〇年)、一一九ページ参照。
- (8) 離婚理由として語られるこの「恥べき所」は、欽定聖書では「身が汚れている(some uncleanness)」と訳されているが、ヘブライ原文では「あるものが欠けている、あるいは、まったく欠如している(nakedness of ought, or any real nakedness)」となっており、これは肉体上の欠如はもちろん、精神上の欠陥をも意味する、とミルトンは指摘する。Cf., *Complete Prose Works*, II, pp. 244, 275, 276, 331.
- (9) Cf., *ibid.*, pp. 331, 332. 同訳書、一二三、一二四ページ参照。ちなみに、この箇所では「キリストは、モーゼによる離婚の許与を、ユダヤの民の制御できない放縱に対する特例として説明し、キリストみずから、信者の心に新しい愛をもたらすことによって、まず離婚許与の原因を除去し、それから離婚許与を廃棄した」というのが一般に受け入れられていた見解

であった、といわれている。上野雅和「ジョン・ミルトンの離婚論」(岡山大学法学会雑誌)二二卷二号)一一五ページ参照。なお Cf., *Complete Prose Works*, II, p. 155.

(10) Cf., *ibid.*, p. 328. 同訳書 一一九、一二〇ページ参照。

(11) さらにまた、ミルトンは、「マタイ伝」のなかの「斯る故に」という言葉に注意を向ける。この言葉は理由を示す。それゆえ、これは絶対的命令ではなく条件付き命令である。そして「理由が付して与えられるすべての命令は、その理由が有効な限りでのみ遵守を強制する力をもつ」。そこでミルトンは、では一体「二人のもの一体となるべし」と説かれる理由は何か、と問い、本文で紹介したように、それは「ふさわしい助け手」によって孤独を慰めることである、という。それなのにもし、相手が「ふさわしい助け手」でなく孤独を増す存在である場合には、婚姻の前提をなす理由がなくなるのであるから不解消もなくなる、と主張する。Cf., *ibid.*, pp. 308, 309. 江野沢一嘉「ミルトンと離婚思想」(東京教育大学文学部「西洋文学研究」昭和四二年三月)、一七ページ、上野、前掲論文、一一三ページ参照。

(12) *Complete Prose Works*, II, p. 242. 同訳書 三二二ページ。

(13) Cf., *ibid.*, p. 260. 同訳書 四八ページ。

(14) 上野、前掲論文 一一七ページ参照。

(15) Cf., *ibid.*, pp. 249, 250. 同訳書 三八ページ。

(16) *Ibid.*, p. 343. 同訳書 一三八ページ参照。

(17) *Ibid.*, p. 346. 同訳書 一四一ページ。

(18) Cf., *ibid.*, pp. 349, 350. 同訳書 一四四、一四五ページ参照。

(19) *Ibid.*, p. 356. 同訳書 一五二ページ。

### 三 「離婚論」執筆の動機と反響

一六四〇年以来、革命期のパンフレット合戦に参加してきたミルトンが初めて、匿名でなく署名入りで公にしたの

が『離婚の教義と規律』であった。それ以後四五年までの二年間で四編の「離婚論」を発表した。ところで、なぜ彼はこの時期に一連の離婚論を書き続けたのであろうか。

一六四二年五月頃「突然」彼は旅行に出かけ、旅先で知り合ったメアリ・ポウエル (Mary Powell) と結婚した。

「たとえその数ヶ月間がミルトンの全生涯のうちで決定的に重要なものであるとしても、誰もその時期についてしっかりとした証拠をもっていない<sup>(1)</sup>」といわれるように、この結婚の動機、および二人の新婚生活がどのようなものであったのか謎に包まれた部分が多い<sup>(2)</sup>。そして、彼女はわずか一ヶ月余りの共同生活の後、九月には戻って来る約束で実

家に帰る。が、その約束は破られ、結局ミルトンは、新婚早々に妻に棄てられた形となった。もともと自尊心の強い男であったと思われるミルトンにとって、こうした妻の離反は耐え難いものであったに違いない。しかも議会派と王党派 (メアリの父は王党派であった) の関係は悪化の一途を辿る情勢にあった。こうした彼自身の心理状況や二人を取り巻く当時の政治状況を考えあわせると、ミルトンは、自ら味わった深い挫折感を契機に、一体夫婦の結び付きとは何なのかと自問し、婚姻や離婚についてここで根本的に検討してみたいという気持ちになった、と思われる。

さて、ミルトン自身この書は、「二度印刷され、二度とも売り切れた<sup>(3)</sup>」と述べているところから、同書が世間の注目を集めたことは確かであろう。われわれが関心をひくのは注目を集めたその理由である。この点について、『ジョン・ミルトンの生涯の記録』に収録されたなかから「離婚論」公表当時の反響を追ってみると、たとえば、

「何人にせよ良心に訴えて一夫多妻は合法である (あるいはキリストと使徒が述べている以外の原因でも離婚は合法であるとか、現にそういう説を述べたある邪悪な書物が焚書に値するにもかかわらず流布しておりとがめも受けていない。その著者は厚かましくもそれに著者名を入れており、しかもそれをあなた方に献上している) といった

主張をすればしたら、あなた方はこれらの考え方をすべて黙認して許すつもりですか。<sup>(4)</sup>

「こうした人々を私は離婚是認論者 (Divorsers) と名付ける。彼らはとるに足らない理由から妻を追い出したいと願っている。実際そういう考えを主張するために、離婚論なる冊子を発表したひとがいる。<sup>(5)</sup>」  
といった言及がみられる。

つまり、ミルトンの離婚思想は教会とくに当時議会で多数派を占めていた長老派からみれば、正に「婚姻のきずなをさまざまいい肉欲に向けて解放する」ものであり「霊魂の不滅性を否定し放縦な離婚を認める」危険な思想と映ったのであった。<sup>(6)</sup> 実際、ミルトンはキリスト者としての「内心の自由」に根ざす離婚の「規律」という彼一流の信念でもって同書を執筆・公表したのであったが、当時それほどはやされた同書の読者層のなかには、彼の意図に反し自己の放縦の正当化のみを読み込んで歓迎する「ベリアルベリアルの徒」も多かったに違いない。ミルトン自身、「聖書の力は自らの放蕩を有利にするために召集されると考え、わが意を得たりと大いに笑う」読者に対し苦りきった心情を語っている。<sup>(7)</sup> そして、こうした言動に敏感な反応を示し、「離婚是認論者」の増加を防ぐため言論の弾圧に乗り出さなければならなかったということは、逆にまた、それ程当時の社会においても婚姻・離婚問題に対して微妙かつ重大な関心が寄せられていたとも考えられるのである。さらに彼は、この書が「出版物検閲令」に違反しているとの弾劾を受けるに及んで、言論・出版の自由を求めて『アレオパジチカ』を発表する。<sup>(8)</sup> こうして彼は、議会多数派とたもとを分かち、「今や再び神は彼の教会内に或る新しき偉大なる時代をはじめ、宗教改革それ自身の改革すら為さんと命じ給うている<sup>(9)</sup>」と主張するようになる。

ところで、ミルトンの離婚論にかんして、ポウエルは次のように述べている。

「それはただ、婚姻に対するピューリタンの態度の論理的帰結にすぎなかったのであって、ピューリタンによれば、婚姻は、子供の出生や罪 (sin) の回避のために設けられたというより、夫婦相互の幸福と利益のために制定された、という思想であった。<sup>(10)</sup>」

家庭を「小さな教会」「小さな国家」になぞらえるピューリタンの家庭規律についてしばしば語られるが、そこでは、中世において自然的秩序とされた家父長の上からの権威による統制に代わって、夫婦がパートナーシップを発揮して、契約的合意に基づいて家庭を築いていく姿が描かれている。つまり、社会の最小単位である家庭の変革を通じて社会全体の変化を生みだそうとするのである。こうしたピューリタンの雰囲気の中かでミルトンによれば、夫婦の相互愛と神への愛は同一であると考えられるが故にまた、強制的な婚姻維持以上に神は家庭の愛と平和を重視しているとみることにもなる。家庭を幸福を築く場として、婚姻をその目的達成のための手段として捉えれば、そこに離婚の可能性が出てくる。幸福追求という婚姻の第一目的が達せられない場合、その婚姻契約を解消し新たな家庭を築くことこそむしろ神の意思であると考えられるからである。ここに一種の幸福主義あるいは功利主義的思考が契約思想に媒介されて現れているのを見ることができよう。<sup>(11)</sup> しかもミルトンの離婚論は、それが対国家の論理としても主張されている点注目される。

「結婚をする人は、忠誠を誓う人と同じであって、自分がそれによって破滅するよう思うはずはありません。誤った結婚で一人の者がひどい目にあうのと、悪い政府のために国民全体がひどい目にあうのと同じ次第であります。<sup>(12)</sup>」

国家統治の契約と婚姻契約とを類比させるこうした思考が、彼の抵抗権論と離婚論とを準備した。自己を破滅へと導く契約をする者はない。家庭の愛と平和が得られないならば、為政者がその職務を怠るのであれば、そうした契約

の第一目的に即さない事態は契約を破棄するに充分な理由となる。彼の離婚論の政治的帰結は、クロムウェルの革命政府のブレインとしてのミルトン、国王処刑の正当性を言明する『為政者在位論』(The Tenure of Kings and Magistrates, 1649) となって現れてくる。

ピューリタンの一般的見解として、婚姻の秘蹟性はすでに否定されており、それゆえ、婚姻の非解消性を否定しても、そのことをもって特に長老派教会から異端視される理由はない。が、先にみたように、ミルトンの見解が当時の議会多数派であった長老派によって危険視されたのも、こうした彼の離婚の論理が本質的にもつ政治的意味あいをどう評価するかという点に、その理由の一端があるように思われる。革命途上の一六四三年頃から抵抗の徹底化を主張する分離派の勢力が急激に増大してくる。それは、古い社会秩序の全面的解体を恐れる長老派の立場との間に、革命の遂行をめぐる<sup>(13)</sup>であらたな局面を作りだしていった。こうした折りに、ミルトンの主張は、到底、長老派の容認しえなかったものであろう。

- (1) A. N. Wilson, *The Life of John Milton* (Oxford U. P., 1984), p. 110.
- (2) ミルトンの甥エドワード・フィリップスも「何のためにミルトンが旅行に出かけたのかは、正確なところ誰も知らない」と語っている。 Cf., *ibid.*, p. 111.
- (3) *Complete Prose Works*, II, p. 436.
- (4) *The Life Records of John Milton*, Vol. II, ed. J. Milton French (Rutgers U. P., 1950), p. 106.
- (5) *Ibid.*, p. 129.
- (6) *Ibid.*, pp. 108, 122. やらば「ミルトンは、男性は単に自分に都合がよいという理由で、いかなる審判人のとがめをも受けず認定も経ずに、妻を離婚することは許される」としている」といった攻撃文書もみられる。 Cf., *ibid.*, p. 133.
- (7) Cf., *Complete Prose Works*, II, pp. 225, 226. 同訳書 一六ページ参照。



(8) 副題は、許可なくして印刷出版 (Printing) する自由のためにイギリス議会で訴える演説。そのなかで彼は、「よい政府でも悪い政府でも、誤謬は等しく殆どあり勝ちなものである」、それゆえ「陳腐な定説に満足せずして新説を体得し、これを世間に公表する人々によって啓発せられる道の多々あることは、いやしくも学問の味を覚えた者ならば誰でも、認めぬものはないからである」と訴え、思想の自由、寛容の精神を説くと同時に検閲に対し抗議した。Cf. *Areopagitica*, 1644, in *Complete Prose Works*, II, pp. 567, 570. 上野・石田・吉田訳『言語の自由』（岩波文庫、一九五三年）、七〇、七三ページ参照。ちなみに、この『アレオパジチカ』については、「まさに信教の自由、内面の自由を出発点にして生まれてきた近代自由主義の古典であり、思想言論の自由の最初の定式化にはかならない」と評されている。福田欽一『政治学史』（東大出版会、一九八五年）、三四一、三四二ページ。

(9) *Areopagitica*, in *Complete Prose Works*, II, p. 553. 同訳書、五八ページ。つまりミルトンの目指すところは、ジュネーヴのモデルに従った改革からさらに進んで「ルターやカルヴァンの宗教改革の輸入ではなく、むしろそれさえも英国においてさらに宗教改革する」というものであった。大木英夫「ミルトンにおけるピューリタニズムと近代化」平井正穂編『ミルトンとその時代』（研究社、一九七四年）所収、八六ページ以下参照。

(10) Chilton Latham Powell, *English Domestic Relations, 1487-1653* (New York, 1917), p. 94, quoted in, John Halkett, *Milton and the Idea of Matrimony* (Yale U. P., 1970), p. 4.

(11) 大木英夫『ピューリタニズムの倫理思想』（新教出版社、一九六六年）、二五一ページ以下参照。

(12) *Complete Prose Works*, II, p. 229. 同訳書、二〇ページ。

(13) 浜林、前掲書、一五一ページ以下参照。ここで、婚姻・離婚にかんする長老派教会独自の教義とミルトンのそれとの比較考察が不可欠であるが、それについては稿をあらためて考えてみたい。

## おわりに

婚姻管轄権をローマ教会から奪うこと、つまり婚姻 sacrament 論<sup>(1)</sup>の否定、還俗化の動きは、ルターをはじめとす

る宗教改革者から啓蒙期の婚姻思想に受け継がれていく。が、その流れは、神の定めた制度を国家秩序のなかに取り込んでいくという一面をもっていた。婚姻立法権・裁判権を国家に委ねるために、婚姻の世俗性の命題が強調されてくる。社会の安定が家族の安定に依拠する側面が強いとすると、国家は家族政策に無関心ではいられない。婚姻非解消主義が否定され離婚が承認されるにせよ、それは国家法によってあらかじめ規定された離婚原因との合致、司法権による認定が前提となる。

ミルトンの離婚観は当時の法制度に直接的な影響を与えることはなかった。一九世紀中頃までイギリスでは、ヘンリー八世の宗教改革によって婚姻は民事契約と認められながらもなお、婚姻事件管轄権は英国教会の教会裁判所にあった。そこで適用されるカノン法では、いわゆる卓床離婚（裁判別居）が認められるにすぎず、従って配偶者の死まで再婚はできなかった。当時、再婚可能な完全離婚（つまり「婚姻の鎖からの divorce」）を得るには議会で私法律を制定してもらう他なかった。が、非常な手間と費用のかかるこの議会立法離婚は、いわば富者の特権であったであろう。

「一八五七年婚姻事件法」(Matrimonial Causes Act 1857, c. 85) によってはじめて婚姻事件に関する管轄権が世俗の裁判所（離婚および婚姻事件裁判所）に移され、裁判上の離婚がイギリスにおいて認められるようになった。そして、この法律では離婚原因として姦通を挙げるのみであったが、以後、有責主義的離婚原因が拡大され、「一九六九年離婚法改正法」(Divorce Reform Act 1969, c. 55) では破綻主義が導入された。しかし、それにしてもミルトンの主張する破綻主義的離婚、かつ司法権の介入を排除する自由離婚観とは基本的に相容れないものである。人間感情の卓越性を訴えるミルトンは確かに「婚姻を法の領域から取り出し、それを情緒的な心理学の領域に移し入れ

(2) 』と評される側面をもっており、さらには、婚姻の思想的アナーキーを生みだす危険性を内在的にもっている、といえるだろう。

現代社会のめまぐるしいテンポは、家族生活内部における人間の意識にも変化をもたらし、家族関係・夫婦関係を大きく変貌させつつある。しばしば語られる「家族の多様化」「家庭のない家族の時代」あるいは「小さな家族の大きな崩壊」といった現象が、夫婦愛をなにもまして——換言すれば、子供の監護・教育といった夫婦共同の責務にもまして——最優先させる思考、夫婦の情緒関係に最大の価値を置く思考の結果として生じてきているものであるならば、ミルトン「離婚論」の法思想史上もつ意味あいは、むしろ、婚姻理念の検討が迫られている現代においてこそ問われている、と思われる。

- (1) サクラメント (Sacramentum)、秘蹟、聖礼典にかんする新旧両派の理解については、『カトリック大辞典』四卷(富山房、一九五九年)、『キリスト教大事典』(教文館、一九六三年)のそれぞれの「サクラメント」の項を参照。
- (2) John Halkett, *op. cit.*, p. 8.

(一九八五年九月二日)